平成２４年（フ）第１８９号
愛知県岡崎市中島西町３丁目５番地４
債務者　鳥居　　元
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目１番11号
債務者　安慶名　正
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８号
埼玉県深谷市常盤町54番地99
破産者　山下　雅弘
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８７号
宮城県角田市岡字大在家内25番地
破産者　日下　市郎
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０１号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目５番地32県営柴田船迫住宅222号、破産開始決定時の住所宮城県柴田郡川崎町大字前川字山長305番地２
破産者　白鳥　　満
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１１８号
宮城県角田市平貫字沢入22番地
破産者　後藤　文子
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第２９号
茨城県日立市田尻町２丁目45番10―203号
破産者　大内　　修
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
埼玉県飯能市大字岩渕29番地12
破産者　古川　義明
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９９号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目６番15号　ネイティブプレイス101、前住所埼玉県ふじみ野市緑ケ丘１丁目６番13号
破産者　中島　　茂
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４号
埼玉県坂戸市大字中小坂850番地７
破産者　足立　初枝
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６号
埼玉県坂戸市大字中小坂850番地７
破産者　足立　和雄
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５５号
埼玉県所沢市こぶし町24番11号
破産者　木内　崇茂
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０号
相模原市中央区相模原３丁目１番14号　ステップⅠ305号
破産者　味澤　和代（旧姓信田）
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６９号
静岡県御殿場市茱萸沢1042番地の16
破産者　池田　　大
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９７１号
名古屋市守山区吉根３丁目414番地
破産者　柴田　郁恵
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５号
愛知県小牧市大字小松寺940番地７　グローリアス小牧105号、住民票上の住所名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘16棟309号
破産者　オガワ設計こと　小川　正高
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
愛知県田原市石神町応19番地
破産者　伊藤　一美
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８２号
神戸市中央区南本町通４丁目４番２―403号、申立時の住所兵庫県三田市三輪１丁目13番33号
破産者　安藤智枝子
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２号
北海道旭川市７条通４丁目2500番地
破産者　十倉　　隆
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部